

コンベンション開催助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人宇部観光コンベンション協会(以下「協会」という。)は、コンベンションの開催により、宇部市への経済波及効果をもたらし、地域の活性化を図ることを目的に、本市でコンベンションを開催する主催者に対して予算の範囲内において、コンベンション開催助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「コンベンション」とは、学会・大会・会議及びスポーツ大会又はこれらに準ずるものをいう。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象とするコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 開催される場所が宇部市及びその周辺地域であること。
- (2) 県内対象の大会を除き、市内における参加宿泊者数が延べ50人以上あること。
- (3) 国又は地方公共団体の主催でないもの。
- (4) 宇部市又は協会から、この要綱以外の助成金や補助金等の交付を受けていないもの。
- (5) 興業及び営利を目的としないもの。
- (6) 政治的、宗教的でないもの。

(助成金の額)

- 第4条 助成金は、コンベンション参加者の市内宿泊延べ人数に応じて交付するものとし、助成金額は別表1又は2に掲げるところによる。
- 2 助成金の交付対象となるコンベンションのうち、市内で1日当たり参加者500人以上の大規模な学会・大会・会議を開催する場合は、前項の助成金額に加え、大規模会議場の借上料(開催1日につき上限30万円)を主催者に助成するものとする。
 - 3 次条に定める助成金の交付申請がコンベンション開催年度の前年度以前になされたときは、申請年度施行のコンベンション開催助成金交付要綱の助成金額を適用するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするコンベンション主催者(以下「主催者」という。)は、コンベンション開催の3か月前までにあらかじめコンベンション開催助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、当該期限を変更することができる。

- (1) 調査書(様式第1号付属1)
- (2) 収支予算書(様式第1号付属2)
- (3) 事業計画(開催要項)

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、コンベンション開催助成金交付決定通知書(様式第2号)、により主催者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、交付決定後においてその事業内容を変更又は中止する場合には、コンベンション開催助成金交付変更申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更申請が助成金交付決定後に行われ、かつ、審査の結果、助成金交付決定額に変更が生

じた場合には、コンベンション開催助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第8条 主催者は、コンベンションが終了したときは、コンベンション開催助成金交付実績報告書兼請求書（様式第5号）に次の書類を添えて速やかに会長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書（様式第5号付属1）
- （3）参加者宿泊調査書（様式第5号付属2）

（助成金額の確定及び交付）

第9条 会長は、前条の実績報告書兼請求書を受理したときは、当該報告書を調査し、報告に係わる成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、コンベンション開催助成金交付通知書（様式第6号）、により主催者に通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金交付の取消し及び返還請求）

第10条 会長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、助成金の交付額を減額し、又は助成金を交付しないことができる。

2 助成金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した助成金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の「宇部市各種大会会議等開催補助金交付要綱」に基づき、会長に補助金交付申請がなされたコンベンションで平成18年4月1日以降に開催されるものについては、この要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1. 学会・大会・会議

宿泊延べ 人数		50～ 99人	100～ 149人	150～ 199人	200～ 249人	250～ 299人	300～ 399人	400～ 499人	500～ 599人	600～ 799人	800～ 999人	1,000人 以上
助 成 金 額	主会場 市内	100,000円	200,000円	300,000円	500,000円	750,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
	主会場 市外	20,000円			40,000円			60,000円		80,000円		100,000円

別表2. スポーツ大会

宿泊延べ 人数		50～ 99人	100～ 199人	200～ 499人	500～ 999人	1000～ 1499人	1,500人 以上
助 成 金 額	主会場 市内	30,000円	50,000円	80,000円	120,000円	160,000円	200,000円
	主会場 市外	20,000円		40,000円		100,000円	